

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 桶川市重度心身障害者医療費支給条例(昭和49年桶川市条例第12号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務(以下「重度心身障害者医療費支給事務」という。)であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 109 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3項 桶川市重度心身障害者医療費支給条例(昭和49年桶川市条例第12号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務(以下「重度心身障害者医療費支給事務」という。)であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条 | 桶川市重度心身障害者医療費支給条例(昭和49年桶川市条例第12号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者)及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 この条例は、(重度心身障害者)に対し、医療費の一部を支給することにより、重度心身障害者の(保健の向上と福祉の増進)を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 桶川市重度心身障害者医療費支給条例(昭和49年桶川市条例第12号) 桶川市重度心身障害者医療費支給条例施行規則(昭和49年桶川市規則第7号) |